

岐阜県小児救急医療協議会設置要綱

(目的)

第1条 小児救急に対する需要が高まる中、関係機関の相互連携を図り、円滑な小児救急医療体制を確保することを目的に、岐阜県小児救急医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小児救急医の確保のための検討・調整及び小児救急医療関係施設間の調整等に関すること
- (2) 地域小児救急医療協議会における協議事項に関する調整・助言に関すること
- (3) 小児救急地域医師研修事業に関すること
- (4) その他小児救急医療の確保に関する必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）で構成し、知事が委嘱又は任命する。

- (1) 県医師会の代表
- (2) 救急医療機関の代表
- (3) 地域小児救急医療協議会の代表
- (4) 県小児科医会の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 消防機関の代表
- (7) 行政機関の代表

2 委員の任期は、2年とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

(関係者の出席等)

第6条 協議会において必要があると認めるときは、会長は学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部医療整備課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月16日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。